

## 許可の条件

当該許可物件は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく公園施設であり、春日井市都市公園条例（昭和57年条例第22号。以下「条例」という。）の規定に法第8条の規定に基づく次の条件（以下「条件」という。）を付して設置を許可する。

### 1 遵守事項

法第5条第1項の許可を受けた飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、別紙「仕様書」の内容を遵守すること。

### 2 許可更新

許可期間の満了時において、許可の更新は認めないものとする。

### 3 使用料

使用料は、金 円とする。

### 4 使用料の支払

設置事業者は、条件3に定める使用料を、次に掲げるとおり、法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）の発行する納入通知書により納入しなければならない。

### 物件番号1

年 次	納 付 金 額	納 入 期 限
第1年次	金 円	令和8年6月1日（月）
第2年次	金 円	令和9年5月31日（月）
第3年次	金 円	令和10年5月31日（水）

### 5 延滞金

設置事業者は、公園管理者が定める納入期限までに使用料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、法定利率による支払期後の利息を付した額を延滞金として公園管理者に支払わなければならない。

### 6 充當の順序

設置事業者が使用料等及び延滞金を納入すべき場合において、設置事業者が納入した金額が使用料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充當する。

### 7 かし担保

設置事業者は、この公園施設設置許可後、許可物件を設置する公園施設（以下「設置場所」という。）に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

## 8 維持保全義務

- (1) 設置事業者は、許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
- (2) 設置事業者は、許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

## 9 維持補修

- (1) 公園管理者は、許可物件の維持補修の責を負わない。
- (2) 許可物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて設置事業者の負担とする。

## 10 権利譲渡等の禁止

設置事業者は、許可物件を第三者に転貸し、又はこの許可によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利を担保にすることができない。

## 11 実地調査等

- (1) 公園管理者は、許可物件について隨時使用状況及び販売状況を実地に調査し、設置事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。
- (2) 公園管理者は、設置事業者が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、設置事業者に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。
- (3) 設置事業者は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

## 12 過料

公園管理者は、許可期間中に条例第 12 条第 1 項各号に該当する事由及び条件 10 並びに 11 に定める義務に違反した場合又は条件 14 若しくは 15 に該当した場合は、設置事業者に対し条例第 18 条又は第 19 条に規定する過料を科する。

## 13 許可の取消し

公園管理者は、条例第 12 条の規定による処分のほか、次のいずれかに該当するときは、この許可を取消すことができる。

- (1) 設置事業者が、この許可の条件に定める事項を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをした

とき。

- (6) 公園管理者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 設置事業者の信用が著しく失墜したと公園管理者が認めたとき。
- (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、設置事業者が当該許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園としての用途又は目的を設置事業者が妨げていると公園管理者が認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、公園管理者がこの許可を継続しがたいと認めたとき。
- (12) 設置場所が閉鎖するなど、公園管理者がこの許可を継続しがたいと認めたとき。

#### 14 談合その他不正行為に係る取消し

公園管理者は、設置事業者がこの許可に関して、次のいずれかに該当したときは、許可を取消すことができるものとし、このため設置事業者に損害が生じても、公園管理者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、設置事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、設置事業者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、設置事業者に独占的状態があったとして、独占禁止法第 65 条又は第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (4) 設置事業者が、公正取引委員会が設置事業者に独占的状態があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 設置事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年

法律第45号) 第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (6) 設置事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (7) 設置事業者が共同企業体である場合は、その代表者又は構成員が前各号のいずれかに該当した場合に適用する。

## 15 暴力団等排除に係る取消し

公園管理者は、設置事業者が次のいずれかに該当するときは、この許可を取消すことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

## 16 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき、又は条件により許可が取消されたときは、公園管理者の指定する日までに設置場所を原状に回復して公園管理者に返還し

なければならない。ただし、公園管理者が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

17 使用料の返還

公園管理者は、条件 13(2)及び(12)により、この許可が取消されたときは、既納の使用料のうち、設置事業者が設置場所を公園管理者に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割計算により還付する。

18 損害賠償

設置事業者は、条件に定める義務を履行しないために公園管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

19 有益費の請求の放棄

設置事業者は、許可期間が満了したとき、又は条件 13 から 15 に定めた事由により許可が取消されたときにおいて、許可物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを公園管理者に請求することができない。

20 許可の費用

この許可及び履行に関して必要な費用は、すべて設置事業者の負担とする。

21 疑義の決定

この許可の条件に定めのない事項については、設置事業者、公園管理者協議の上、これを定めるものとする。

## 仕 様 書

### 1 自動販売機設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

### 2 販売品目の条件

販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、公園管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

### 4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を次のとおり報告すること。(売上状況は公表することがある。)

#### (1) 内容

- ア 場所
- イ 本数
- ウ 売上げ金額

#### (2)

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

### 5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。